

徳島県告示第四百七十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和元年十月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

特別保護地区の名称	区 域	面積	存続期間	特別保護地区の保護に関する指針	
				指定区分	指 定 目 的
津乃峰鳥獣保護区特別保護地区	阿南市見能林町の津峯参拝リフト陣ヶ丸駅を起点とし、同所から南西方向にある採石場跡地の最西端地点との見通し線を南西に進み同地点に至り、同所から津峯神社方面に向かう長生参道を北東に進み津峯神社に至り、同所から津峯神社参道を東に進み津峯参拝リフト終点に至り、同所から同リフト沿いに東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	三ヘクタール	令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで	身近な鳥獣生息地	この区域は、天然広葉樹林が残り、自然環境にも恵まれ、鳥獣の生息に極めて適していることから、特別保護地区に指定し、良好な生息地の確保を図る。
太龍寺鳥獣保護区特別保護地区	阿南市加茂町太龍寺仁王門を起点とし、同所から谷を南に約二メートル進み参道との交点に至り、同所からロープウェイ山頂駅舎北端との見通し線を南西に約四七〇メートル進み参道との交点に至り、同所から同参道を北東に進み本堂を経て納経所に至り、同所から同参道を東及び北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	六ヘクタール	同	同	この区域は、スギ古木によって深山を形成しており、自然環境にも恵まれ、鳥獣の生息に極めて適していることから、特別保護地区に指定し、良好な生息地の確保を図る。